

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01220

研究課題名(和文)近代中・東欧地域における法的サービスに関する研究

研究課題名(英文)Studies on legal services in modern Central-Eastern Europe

研究代表者

上田 理恵子(Ueda, Rieko)

富山大学・学術研究部教養教育学系・教授

研究者番号：00332859

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、中・東欧地域(1868-1918)における公的代理業制度と自治体調停に関する実証的研究を実施した。公的代理業者は、主に行政官庁に提出する書類の作成、当事者の代理、相談業務を行った。弁護士や公証人から排除されつつも、特定の分野においては地域の法的サービスの担い手であり続けた。自治体調停制度は、日常生活における紛争の解決と裁判所の負担を軽減するために創設されたが、地域ごとのさまざまな事情から次第に利用されなくなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の法専門職研究が、弁護士や公証人という政府公認の法専門職側の視点から取り組まれたのに対して、中・東欧地域の史料分析から、公認資格の有無が国家の事情によって左右されてきたこと、特定の分野の教育や実務経験を重ねた業者が、地域における法的サービスを支えていたことを明らかにし、20世紀初頭における司法政策と地域との温度差を明らかにできた点に社会的意義がある。

加えて本研究の成果は、国民に身近な司法をめざした司法改革について新たな総括が求められている現状の日本においても重要な示唆を与えうると考えられる。

研究成果の概要(英文)：For this project, two institutions are analyzed to clarify the local demands for legal services in Central-Eastern Europe, 1867-1918: the profession of the official agent and the municipal mediation. The profession of the official agent, established in 1833, was to provide information, prepare administrative documents, or represent clients. After stipulating the competences and qualifications of legal professions, such as advocates and notaries the government attempted to phase out this agency. An examination of the archives showed there were many experts in a certain field, who survived until the end of the Monarchy. Though municipal mediation was introduced both for the local people and overloaded courts, it was phased out in most regions for various reasons.

This study added the viewpoint from the legal practitioners without official qualifications who still attempted to coexist in these multi-ethnic, multi-lingual, and multi-cultural regions.

研究分野：西洋法制史

キーワード：公的代理業 法専門職 オーストリア=ハンガリー 司法省 自治体調停 前段の司法

1. 研究開始当初の背景

中・東欧地域における近代的法専門職の発展をたどる研究は、近年に一定の蓄積がみられた。ドイツ弁護士会(2013)『弁護士とその歴史』所収の諸論稿ではオーストリアとドイツとの類似点や相違点が、ハンガリーの弁護士史については「非弁活動を排除する闘い」が19世紀の焦点となっていたこと、両大戦期、社会主義政権の始まりまで、弁護士自治を可能な限り守ろうとする試みがあったことが詳述された。またコヴァーチ(1986)の研究は、ユダヤ人の職業としての側面から弁護士業を論じた。

オーストリア公証人の歴史についてはネシュワラ(2016)『オーストリア公証人の歴史 第2巻 1850-1871』が公刊され、職能集団としての独立と自治の確立を目指す過程が文書史料をもとに綿密に実証された。

しかし、これらの法専門職史研究においては、いずれも弁護士や公証人という政府に公認された法専門職の側に立った視点である。弁護士や公証人が「もぐり」などと蔑称される無資格の多様な法実務家と競争を重ね、職域や法実務を勝ち取るための過程が中心に考察されてきた。その際、中・東欧地域はことのほか、類似する実務家との競合によって法専門職の発達が遅れた地域として批判的に描かれてきた。

これに対して筆者は、以下の先行研究やプロジェクト参加を通して、無資格の、あるいは資格をはく奪されていった法実務家層にも、「前段の司法」の担い手として地域に必要とされていた、という視座から実証的な分析を行うことも必要と考えた。

(1)先行研究 ドイツについてはシモーネ・リュッカー(2007)『法律相談(Rechtsberatung)』において、弁護士や公証人らの正規の団体との職域争い、あるいは国家による非弁活動禁止ないし強い法規制により、非弁護士は排除する動きは強かった。にもかかわらず、非弁護士の存在が消えることは、実態としてはなかったことが明らかにされている。ヒロキ・カワムラ(2014)『ドイツにおける法律相談支援(Rechtsberatungshilfe)の歴史』では、こうした法実務家層の19世紀以降の発展が、急増する労働者の急増や労働運動に対応していたことも明らかにした。

ロシアについては高橋一彦(2001)『帝政ロシア司法制度研究』によれば、19世紀前半になっても、「弁護士」法制と養成制度が確定していなかったこと、「もぐり」弁護士の実害が大きという実情に対処すべく、1864年以降に大学法学部が設置され、1870年代に裁判所の監督のもと「準弁護士」制度が創設されたことが詳述されている。しかも、準弁護士は区裁判所(日本の簡易裁判所に相当)弁護士が裁判所での勤務というように「すみ分け」の実態も明らかにされた。

日本でも「前段の司法」と担い手をめぐる諸研究が蓄積されてきた。川口由彦編著(2011)『調停の研究』は19世紀の各国比較分析(プロイセン、フランス、イングランド、中国)を行い、橋本誠一(2005)『在野「法曹」と地域社会』では地域のニーズにこたえる非弁護士層の存在を明らかにし、弁護士紹介・法律事務処理・紛争解決型・債権回収型の4類型を示した。三阪佳弘(2011)(2013)「近代日本の地域社会と弁護士(正・続)」では、地域史料に基づく非弁護士の実態解明について実証研究が続いている。

(2)プロジェクト参加 2017年度から「近代市民社会における法的サービス需要充足の構造とその担い手に関する比較法史的研究」(2014~19年度科学研究費補助金 基盤研究(B) 代表者:三阪佳弘 課題番号26285003)に参加し、「前段の司法」というテーマをめぐって古代から現代、西洋と東洋にいたる広大な地域の比較研究と歴史研究の現場に接することができた。特にヨーロッパの公証制度をめぐる多角的な研究、脱・「公的」ないし「有資格」専門職研究の志向という視点に刺激を受けた。なお、このプロジェクトの成果物として三阪佳弘編(2019)『「前段の司法」とその担い手をめぐる比較法史研究』が刊行された。

2. 研究の目的

19世紀から20世紀にかけての中・東欧地域における法的サービスの担い手について、以下の3点について地域ごとに以下の3点について明らかにすることを目的とした。

純然たる無資格の非弁護士と、限定的ではあるが、地域ごとに官公庁の認可を得る、という意味で「公的に」法律関連業務に従事しようとした人々との間の違いを「地域」の法的サービスの充足との関係を明らかにする。業務の類型はひとまず、前述の橋本(2005)にしたがい、弁護士照会・法律事務処理・紛争解決型・債権回収型を想定した。

「公的資格」申請に対して官公庁が判断をどのように下してきたのか。すでに、事案によっては部分認許の事例や、官庁ごとの温度差が認められる場合もある。時期や案件ごとの分析から全体的な動向を確認する。

法専門職との関わり方を地域における法的サービスの充足という点から実証的に明らかにすること。職域競合と排除のみならず、過渡的にせよ分業や協力体制ともとれる視点を含め、地域の法的問題にどのように非専門職が関わろうとしたかを明らかにする。

3. 研究の方法

当時の司法統計、公開された文献や新聞記事とともに文書史料の調査を実施した。統計について、日常生活レベルの紛争解決状況は区裁判所の実務を全国統計で、直接の自治体調停利用状況はウィーン市を事例として分析した。新聞記事については、オーストリア国立図書館の歴史的雑誌データベースANNOを参照した。

文書館における調査は、オーストリア国立文書館、家門・宮廷・国家文書館、ウィーン市立文書館、ザルツブルク州立文書館、シュタイアーマルク州立文書館所蔵の資料について実施した。

4. 研究成果

(1) 公的代理業者の地域における活動について（目的の ~ に関連して）

拙稿（2019）ならびに拙稿（2020）では、代理業者たちが「無資格者」というよりも、税務や兵役案件等、多数にわたる法実務家たちが多く含まれていることを史料分析から示し、「前段の司法」の担い手として地域の需要に応じていたと結論づけた。

従来の弁護士研究では「非弁」などとして位置づけられたうえで批判的検討の対象とされることが多かった無資格の実務家について、無前提に批判の対象として把握しようとはせず、むしろ訴訟にいたるまでの「前段の司法」の担い手として、税務や兵役案件など、特定分野の実務経験を活かす相談業務として地域の法的サービスに対応していたと位置づけた。

これにより、中・東欧諸国という地域においても、地域の法的サービスの担い手という視座がてがかりとなるという確信を得るにいたった。弁護士や公証人制度の整備過程で公的代理業者は、文書史料の調査からは、オーストリア＝ハンガリー君主国が崩壊するまでなお、なくなることがなかったからである。

(2) 公的代理業者の前身としての宮廷代理業者と法学教育（目的の ~ に関連して）

公的代理業者の前身となる宮廷代理業制度は、18世紀に遡り、大学の所定のカリキュラムの修了、実務経験と開業時の試験（口述・筆記）を要件とし、公職としての職業倫理を要求される法専門職の一つであって、貧者に対しては無償で証書や請願書を作成することが義務付けられるなど、いわゆる「無資格」業者とは厳格に区別されていた。この職を引き継ぐ公的代理業者の試験関連調査（1868年当時）を州立文書館史料から調査した結果、試験官には裁判所判事も加わるが、実際の相談者を念頭においた基礎的な事項に関する口述試験に限定されていることが明らかとなった。弁護士試験や公証人試験が本格的に整備される時期にあつて、代理業者の位置づけが後退するとともに、相談業務に限っては最後まで代理業者に残された余地があったことが認められた。

以上の知見については、拙稿「オーストリア諸邦における在野法専門職と代理業者 18世紀後半から1850年代を中心に」（2022年6月現在査読中）である。

(3) オーストリア諸邦における自治体調停制度（目的の ~ に関連して）

自治体調停制度とは、非法律家である委員が基礎自治体レベルから選出され、日常生活の中で起こりがちな一定の紛争について調停を試みる制度である。法改正では、名誉棄損事件で裁判所に訴えるにあたり、調停前置制度としても利用される。いずれも、司法機関では区裁判所レベルが扱う事件に該当する。オーストリア共和国においても、制度自体は存続したが廃止する州が相次ぎ、この制度の研究を代表するピーター・マイヤーも「廃止か抜本的改正か」を繰り返し主張していた。2022年現在ではフォアアルベルク州にのみ残る。

その沿革はオーストリア＝ハンガリー二重君主体制下の1869年に遡り、1907年に抜本的改正がはかられていた。この時期のオーストリアでは、裁判所の職権で迅速な紛争解決を目指す新民事訴訟法（1895年）が制定されたことでも知られる。職権強化は社会的弱者の保護にも資するとされ、司法制度の整備は福祉政策の一環として位置づけられていた。自治体調停も、利用者と区裁判所双方の負担軽減に資するはずであった。とくにウィーンでは、副市長ヨーゼフ・ポージーによって導入当初は強力に推進された。

しかし、調査の結果、自治体調停制度の利用者は毎年一定数存在したものの、裁判所の利用者の方がはるかに多く、名誉棄損事件にいたっては裁判所へ訴えたい当事者の意図的な欠席が多かったこと、裁判所ではもはや和解ではなく判決が望まれる傾向が強かったことが認められた。ただし、終局判決の地域格差の事情、利用は少ないとはいえ一部の地域で長く残った理由、初期のウィーンにおける基礎自治体レベルの福祉との関係など、社会政策史のために解明すべき諸課題も残された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Rieko Ueda	4. 巻 10
2. 論文標題 Zwischen Juristen und Winkelschreibern in Cisleithanien. Ein Studienversuch ueber oeffentliche Agentie anhand der Akten des k.k. Justizministeriums	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Beitraege zur Rechtsgeschichte Oesterreichs	6. 最初と最後の頁 342-350
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1553/brgoe2020-2s342	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上田理恵子	4. 巻 16
2. 論文標題 二重体制期オーストリア諸邦における自治体調停制度 利用者の立場から考える	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法文化叢書（法文化学会編）	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件／うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Rieko Ueda
2. 発表標題 Zwischen Juristen und Winkelschreibern in Cisleithanien: Anhand der Akten ueber "Agentenwesen, Winkelschreiber 1848-1917" des Justizministeriums
3. 学会等名 Central and Eastern European Legal History Conference（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 上田理恵子
2. 発表標題 20世紀初頭ライタ川以西地域における「非弁護士」試論 オーストリア司法省文書を手がかりとして
3. 学会等名 日本西洋史学会第68回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 上田理恵子
2. 発表標題 二重体制期オーストリア司法文書にみる準法律家
3. 学会等名 東欧史研究会・ハプスブルク史研究会2018年度個別研究報告会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 上田理恵子
2. 発表標題 二重体制期オーストリア諸邦における自治体調停制度
3. 学会等名 東欧史研究会・ハプスブルク史研究会2021年度個別研究報告会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 三阪佳弘（編著）、林真貴子、田中亜紀子、林智良、阪上真千子、波多野敏、的場かおり、上田理恵子、坂口一成	4. 発行年 2019年
2. 出版社 大阪大学出版会	5. 総ページ数 283
3. 書名 前段の司法とその担い手をめぐる比較法史研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------